

箕輪町議会及び行政委員会等情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）における情報セキュリティ対策の基本的事項を定め、実施機関が保有する情報資産を様々な脅威から保護し、町民の信頼を確保するとともに、行政及び議会運営の継続的な安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 議会議員
 - イ 教育委員会委員（教育長を含む。）
 - ウ 町立学校に勤務する教職員（県費負担教職員、町費負担教職員、臨時的任用職員等を含む。）
 - エ 選挙管理委員会委員
 - オ 代表監査委員及び監査委員
 - カ 農業委員会委員
 - キ 固定資産評価審査委員会委員
 - ク 実施機関の事務局に所属する職員（以下「事務局職員」という。）
- (3) 情報資産 実施機関が職務上作成し、又は取得した情報（電磁的記録及び書面を含む）及び情報システム
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう
- (5) クラウドサービス インターネット等のネットワークを経由して提供されるサービス（Webメール、オンラインストレージ、SNS、翻訳サイト、生成AI等を含む。）をいう。

(対象とする情報資産)

第3条 本基本方針が対象とする情報資産は、実施機関が職務上保有する全ての情報及び情報システムとし、その具体例は以下のとおりとする。

- (1) 議会が保有する情報資産 本会議・委員会等の会議録（未公開のものを含む。）、請願・陳情に関する個人情報、政務活動に関する記録、議員貸与端末内のデータ等
- (2) 教育委員会が保有する情報資産 児童生徒の指導要録、成績、健康診断票、進路指導記録、学校事故報告書、教職員の人事・給与情報、校務支援システム、学習用端末等
- (3) 各行政委員会が保有する情報資産 選挙人名簿、不在者投票管理記録、農地台

帳、監査調書、固定資産評価調書、各委員会の会議資料等

- (4) 共通の情報システム 実施機関の業務に使用するハードウェア（PC、サーバー、タブレット端末等）、ソフトウェア、ネットワーク機器及び電子記録媒体等
(対象とする脅威)

第4条 本基本方針において対策の対象とする脅威は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を損なう以下の事象とする。

- (1) 部外者による不正アクセス、サイバー攻撃及びウイルス感染等
- (2) 職員等による情報の不正な持ち出し、漏洩、改ざん及び誤操作等
- (3) 情報機器の盗難、紛失及び破壊等
- (4) 地震、火災等の災害及び通信回線等の障害

(適用範囲)

第5条 本基本方針は、実施機関が管理する全ての情報資産及びそれを利用する全ての職員等に適用する。

- 2 事務局職員の情報セキュリティ対策については、原則として町長部局が定める情報セキュリティポリシーを準用する。
- 3 教職員については、本基本方針を基本としつつ、文部科学省のガイドライン等に基づき教育委員会が別に定める規定に従うものとする。

(情報資産の分類と管理)

第6条 実施機関は、保有する情報資産をその重要度に応じて分類し、当該分類に基づき適切な管理措置を講じなければならない。

(物理的・人的・技術的対策)

第7条 実施機関は、情報資産を保護するために必要な物理的対策、人的対策及び技術的対策を講じなければならない。

- 2 職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行にあたっては、本基本方針及び関連する規定を遵守しなければならない。
- 3 実施機関は、職員等に対して、情報セキュリティに関する教育及び研修を定期的に実施しなければならない。

(業務委託とクラウドサービスの利用)

第8条 実施機関が業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じるものとする。

- 2 クラウドサービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し対策を講じるものとする。

(点検・監査及び見直し)

第9条 実施機関は本基本方針及び関連規定の遵守状況について、定期的に点検又は監査を行わなければならない。

- 2 点検・監査の結果や情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、本基本方針及び関連規定の評価を行い、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。

(対策基準等の策定)

第10条 実施機関は、本基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために必要な「対策基準」及び「実施手順」を策定するものとする。